2021年4月1日

# 新設分割にかかる事後開示書面

東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社クロスキャット
代表取締役　井上 貴功

宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番65号
株式会社クロスリード
代表取締役　齋藤　滋

株式会社クロスキャット（以下「新設分割会社」といいます。）は、2020年11月4日付けで作成した新設分割契約に基づき、新設分割会社の仙台支店の事業を分割し、2021年4月1日付けで、新たに設立した株式会社クロスリード（以下「新設分割設立会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

本件新設分割に関する会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める事項は以下のとおりです。

記

１．本件新設分割が効力を生じた日
2021年4月1日

２．株主の差止請求に関する手続の経過
本件新設分割は、会社法第805条に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

３．新設分割会社における反対株主の株主買取請求に関する手続の経過
本件新設分割は、会社法第805条に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

4．新設分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

新設分割会社において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号に掲げる新株予約権に該当する新株予約権の新株予約権者はいないため、該当事項はありません。

5．新設分割会社における債権者保護手続の経過

本件分割により新設分割会社から新設分割設立会社へ承継する債務については、重畳的債務引受の方法により承継することから、新設分割会社の債権者は、当該承継債務について本件分割後も新設分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、本件分割について異議を述べることができません。そのため、債権者保護に関する手続（会社法第 810 条の規定による手続）は実施しておりません。

6．本件分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設分割設立会社は、新設分割計画書の記載に従い、2021 年 4 月 1 日をもって、新設分割会社から新設分割会社の仙台支店の事業に関して有する権利義務の一部を承継しました。なお、承継した資産の額は２２０百万円（概算値)、負債の額は１２０百万円（概算値）であります。

7．その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上